宮城県立秋保かがやき支援学校いじめ防止基本方針

令和8年4月

はじめに

ここに定める「宮城県立秋保かがやき支援学校いじめ防止基本方針」は「いじめ防止対策推進法」の第13条と「宮城県いじめの防止等のための基本的な方針の改定」を踏まえ、本校におけるいじめの未然防止のための方針及び対策等を示すものである。

1. いじめの問題に対する本校の考え方

（1）基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

本校では生徒の尊厳が保持され、すべての児童生徒がいじめを行わず、他の児童生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、学校・その他の関係者の連携を図りながら、いじめ問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法に基づき、対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

家庭においては、保護者は、その保護する生徒の生活の様子に変化や不安を具体的に理解すること。また、学校では、家庭との密接な連携の下に、必要な関係機関等にも相談しながら、一体となって問題の解消に努めることが重要である。併せて普段から保護者会等において、学校におけるいじめの実態や学校いじめ基本方針について、情報交換や協議をすること、いじめに対する家庭の気付きと教員の気付きを互いに共有できるよう、連携を密にしていくことが重要である。

（2）いじめの定義（いじめ防止対策推進法　第2条）

「いじめ」とは児童生徒等に対して、当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

〇具体的ないじめの態様には以下のようなものがある。

・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
・仲間はずれ、集団による無視をされる。
・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。
・ひどくぶつかられたり、たたかれたり、蹴られたりする。
・金品をたかられる。
・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
・スマートフォンやパソコン等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

（3）いじめに対する基本的な考え方

〇「いじめは絶対に許されない」、「いじめはいじめる側が悪い」と認識すること。
〇「いじめはどの児童生徒にも、どの学校においても起こり得る」と認識すること。
〇「いじめの未然防止は、学校・教職員の重要課題」と認識すること。

（4）いじめ対策に向けた基本姿勢

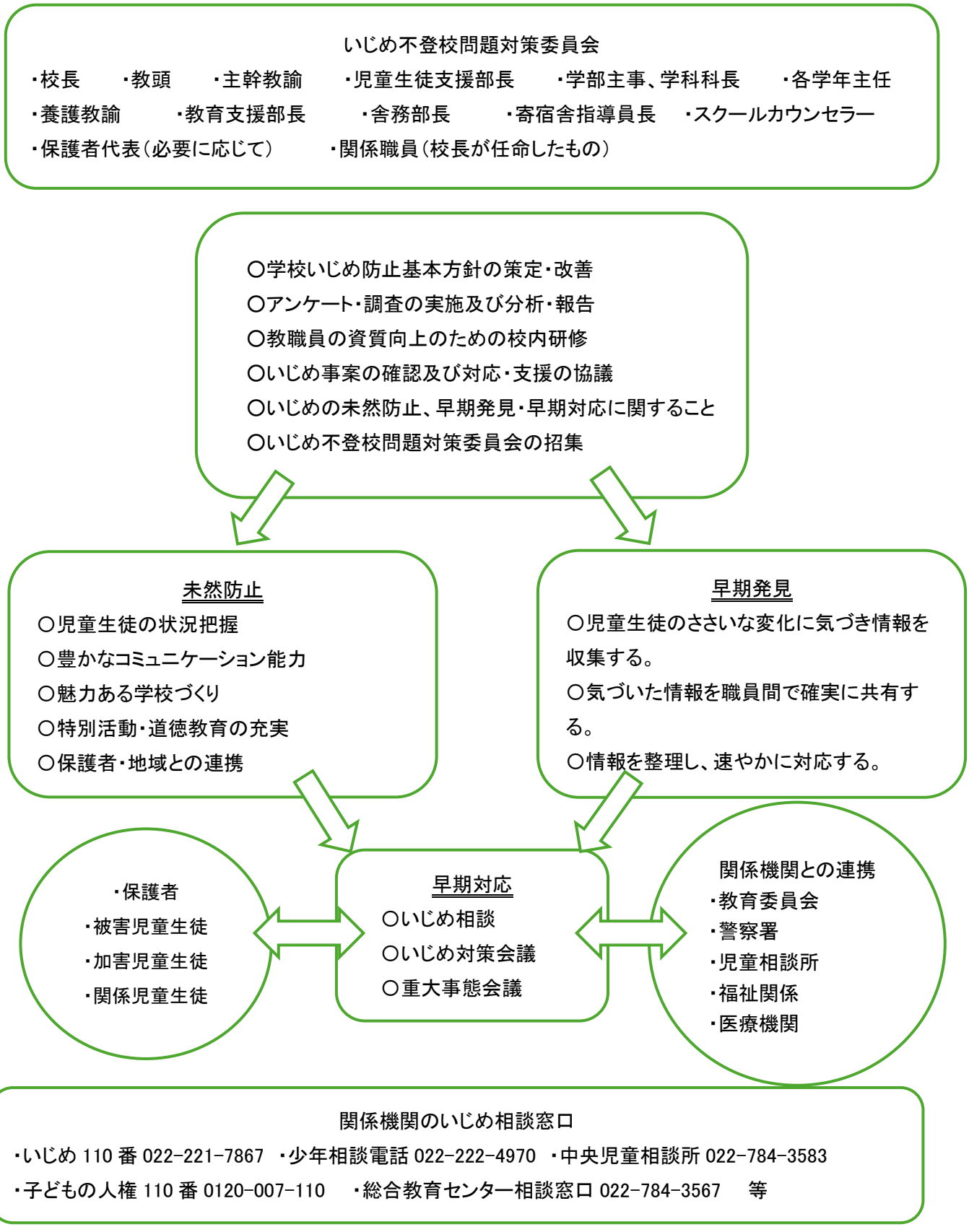
〇いじめの未然防止の徹底

〇いじめの早期発見・早期対応

〇いじめに対する組織的な対応

2. いじめ防止のための取組

（1）いじめ防止のための体制・組織



（2）いじめの未然防止

いじめ問題への対応では、いじめを起こさせないための予防的取組が求められる。

児童生徒に対しては教育活動全体を通して、一人一人がかけがえのない存在であることを伝え、自己有用感や自尊感情を高め、豊かな人間性や社会性を育むことが重要である。

①いじめの未然防止のため児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、基本的なコミュニケーション能力を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

②保護者並びに外部委員その他の関係者との連携を図り、いじめ防止に自主的に取り組む生徒会活動に対する支援を行う。

③日々変化するインターネット・SNSを利用したトラブルやいじめ、情報モラルについて児童生徒や保護者、教職員が理解を深める。

④校内における教職員研修の充実を図り、児童生徒の特性・行動及び内面の理解に努めながら、PDCAサイクルにより基本方針の点検・見直しを行う。

（3）早期発見の基本

・児童生徒のささいな変化に気づく

・気づいた情報を職員間で確実に共有する

・情報を整理し、速やかに対応する

①いじめはどの児童生徒にも、どの学校においても起こり得ることだと認識すること。

②学級、学年における児童生徒の人間関係だけではなく、他学年、他校、部活動、校外のクラブ活動など、児童生徒が関わる集団の人間関係の把握に努める。

③保護者との信頼関係を構築し、家庭からも情報を収集できるようにする。

④児童生徒対象学校生活アンケート調査（任意の記名式） 7月、10月、2月　及び面談を適宜実施する。

⑤教育相談を実施、児童生徒の状況を把握する。

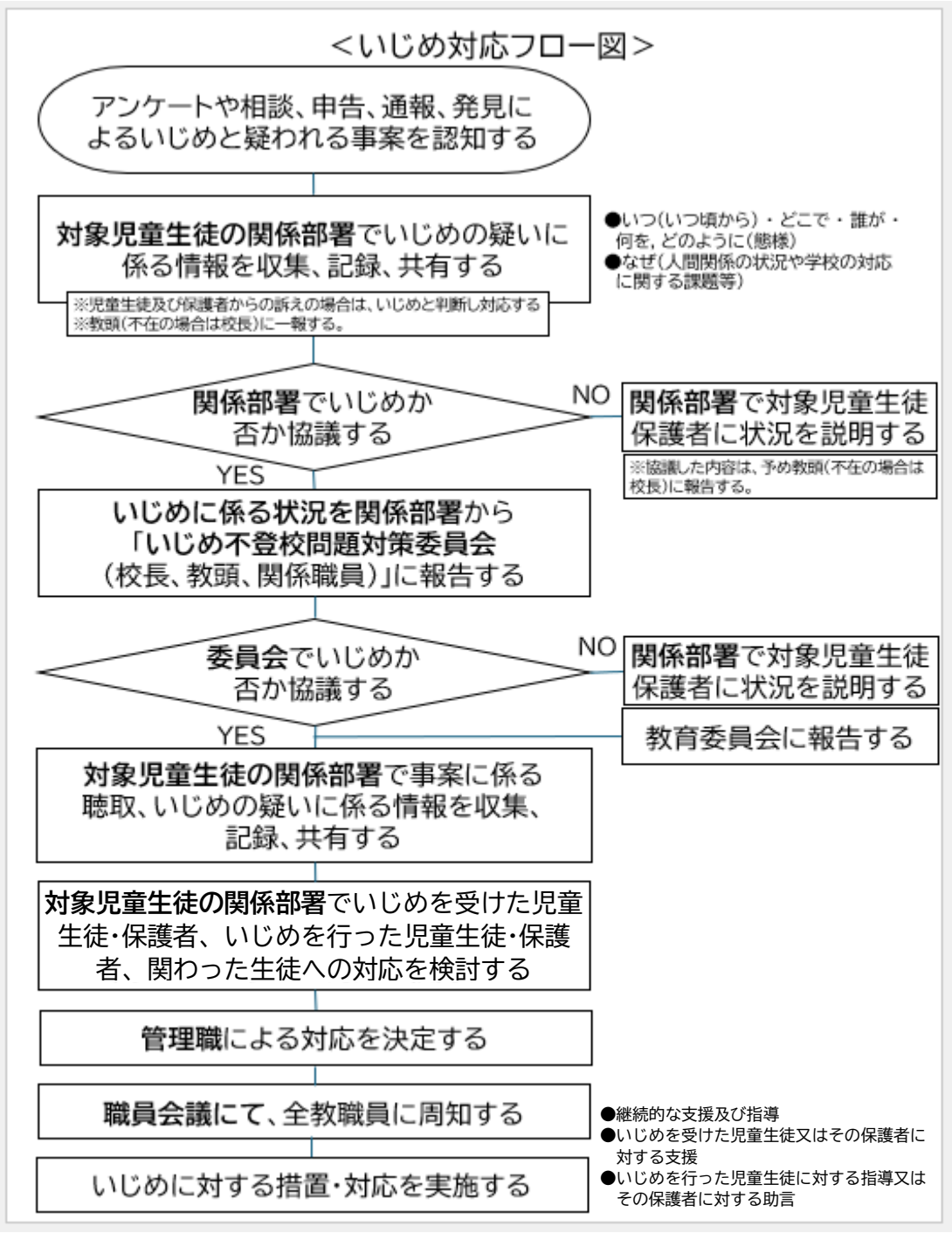
⑥児童生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう、次のとおり相談体制の整備を行う。

・スクールカウンセラーの活用

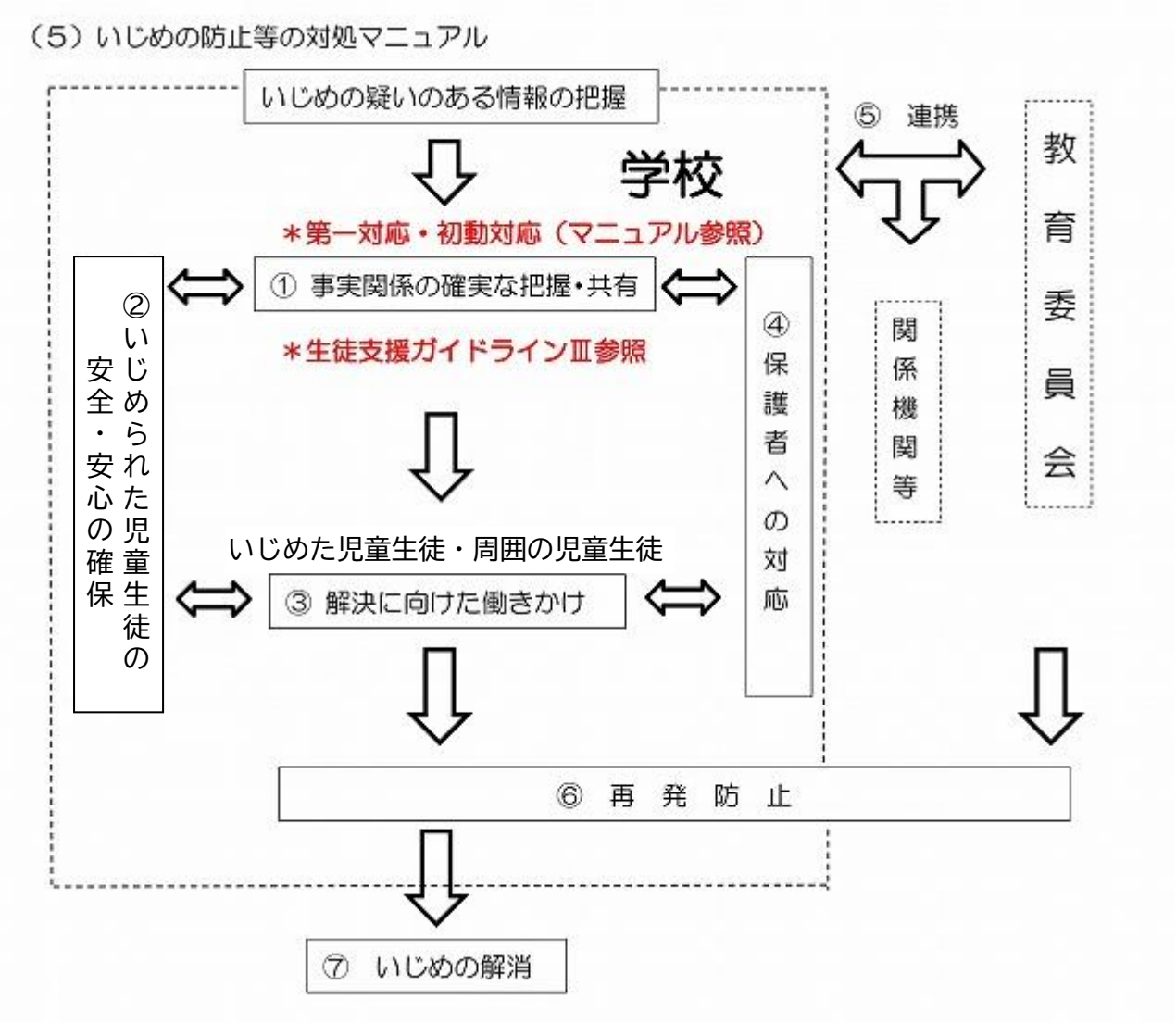
・いじめ相談窓口の設置　窓口：担任、寄宿舎指導員、養護教諭、各学年主任

⑦児童生徒や保護者に対し、何かあればいつでも相談できる雰囲気や環境をつくる。

(4)いじめの疑いを把握した場合の初動対応マニュアル



（５）いじめの防止等の対処マニュアル



＜いじめ対応に係る留意事項＞

対応内容	留意事項
情報の把握	○「いじめ見逃しゼロ」の徹底を目指し、認知及び解消については個人に委ねず、学校いじめ対策組織（いじめ不登校問題対策委員会）で判断する。 ○いじめの疑いを把握した場合は、いじめ不登校問題対策委員会で速やかに対応するため、構成員全員がそろわない場合でも、出席可能な構成員のみで会議を開催する。その場合、定例の会議で再度確認する。
緊急時の対応	○緊急性が高いと判断した事案や、いじめの重大事態につながることが懸念される事案については、速やかに教育委員会に報告する。
いじめの解消	○いじめの解消の目安である３か月に至るまでの間、教職員による見守りを実施する。 ○被害児童生徒及び保護者との面談を通じて、心身に苦痛を感じていないかを継続的に確認する。 ○加害児童生徒の保護者に対しても、学校における状況等を共有し、保護者と連携して指導と見守りを行う。

□重大事態とは

※重大事態「いじめ防止対策推進法」第28条
（1）児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
　〇児童生徒が自殺を企図した場合
　〇精神性の疾患を発症した場合
　〇身体に重大な障害を負った場合
　〇高額の金品を奪い取られた場合
（2）児童生徒が相当の期間、学校を欠席せざるを得ない場合
　〇年間の欠席が30日程度以上の場合
　〇一定期間、連続した欠席がある場合

（6）いじめ事案への対応の具体

いじめを受けた児童生徒及び保護者への対応

いじめを受けた児童生徒へ共感的に接するとともに、安心して学校生活が送れることを最重視する。
・いじめを受けた児童生徒の安全・安心を確保する。
・心配なことを不安に思うことを十分に傾聴し、心のケアに努める。スクールカウンセラーとの連携。
・保護者には知り得た状況を早い段階で伝える。
・保護者には今後の対応について説明し了承を得るとともに、誤解や不安を与えないように留意する。

いじめを行った児童生徒及びその保護者への対応

いじめは決して許されない行為であることを毅然とした態度で説明する。
・いじめを行った児童生徒の内面の理解にも努め、人の痛みや今後の生き方を考えられるようにする。
・犯罪などの触法行為とみなされる場合は児童相談所や警察と連携をとる。
・保護者には事実を把握したら速やかに面談し丁寧に説明をする。
・保護者の心情に配慮しながら、いじめを行った児童生徒が抱える問題や背景にも目を向けるようにし、再発防止への協力を求めていく。

いじめが発生した集団への対応

①はやしたてたり（加担者）、見て見ぬふり（傍観者）をしたりすることは、よりいじめを深刻化することにつながるということを伝える。
②「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら必ず大人に知らせる」ということを改めて全体に伝える。
③いじめを受けた児童生徒及び保護者の了解を得て、プライバシーに十分に配慮しながら、再発防止をねらいとした学級指導、学年指導を行う。
④いじめが認知された際に、被害児童生徒と加害児童生徒の謝罪によっていじめが収束と捉えるのではなく、全ての児童生徒が安心して過ごせる学校生活を取り戻すことが必要である。再発防止に努めながら、お互いを認め合える人間関係を構築できるように集団づくりを進めていく。

□ネットいじめについて

①ネットいじめとは

パソコンや携帯電話等からインターネットの掲示板に誹謗中傷の書き込みをする、特定の児童生徒になりすまし社会的信用をおとしめる、掲示板に特定の児童生徒の個人情報を掲載するなどのネットいじめがある。

②ネットいじめへの対処

・保護者への啓発（フィルタリング、見守り）
・情報モラル教育の充実（教科「情報」）
・教職員の研修
・ネットパトロールを活用するとともに、当該児童生徒または当該児童生徒の保護者の依頼を受け、管理者へ削除依頼をしたり警察へ相談したりする。